

千葉県
権利討論集会

日時：11月23日(木)13時～
場所：千葉土建本部会館

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 311 号 URL 版 2017 年 10 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

3000万人署名を達成しよう 共闘ひろげ安倍改憲を阻止

安倍政権の改憲への動きは止まりません。憲法 9 条はいま、戦後最大の危機を迎えています。安倍 9 条改憲反対の一点でつながろうと『安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション』が結成され、『3000 万人署名』が提起されました。戦争だけはイヤだ、安倍政権による改憲は反対という思いを集め、安倍政権に会見発議をさせない大事な署名です。

安倍改憲には反対

千葉県では、憲法会議と憲法を守りいかす共同センターが隔週火曜日に千葉駅前、署名活動をおこなっています。

戦争法が強行採決されてから 2 年が経過した 9 月 19 日は、統一宣伝行動が全国各地で開催され、千葉県では昼の宣伝行動に 11 団体 28 人が参加しました。宣伝では対話になった通行者から「実際に太平洋戦争を体験してきた。あんな戦争は二度とゴメンだ」「安倍政権のやろうとしている改憲の中身は危険だと思う」「安倍首相の言うことは信用できない。改憲にも反対だ」という声が寄せられました。1 時間の宣伝で 18 筆の署名が集まりました。

対話による解決を

安倍政権は、特定秘密保護法・戦争法・共謀罪法を強行採決させて、戦争する国づくりをすすめてきました。その総仕上げとして、憲法 9 条に自衛隊を書き加えて第 2 項の交戦権の否認と戦力不保持の条項を空文化させ、海外で戦争することができる憲法に変えようとしています。

北朝鮮とアメリカの軍事的挑発の応酬が緊張感を高めています。何より大切なことは戦争を起こさないことです。そのための解決方法は対話をしていくことです。憲法 9 条を持つ日本だからこそ、対話による解決を呼びかける先頭に立えます。9 条に加憲するやり方に反対する人も含め、安倍改憲に反



有権者過半数の声を集めるために始動

対する運動と共同をさらに広げることが必要です。

有権者過半数の声を集めよう

9. 30 千葉県民集会

『アベ壊憲を許さない！千葉県民集会』が 9 月 30 日、千葉市民会館において開かれました。講師は、九条の会発足時からの事務局メンバーの一橋大学名誉教授、政治学者の渡辺治さん、『かつてない市民の共同で安倍改憲を阻もう！』と題し講演しました。県内各地から約 800 人が参加し、アベ壊憲を許さない！たたくに立ち上がる決意を新たにしました。

集会は『安保法廃止！立憲主義・民主主義をとりもどすオール千葉県』の会共同代表の渥美雅子弁護士の主催者あいさつで始まりました。「めちゃくちゃな政治情勢、戦争だけは起こしたくない、昭和 10 年の戦争前夜の時のようだ。平和憲法を守り民主主義を守る、平和への思いを深めていただきたい」と訴えました。



激動の情勢を語る渡辺治氏＝9月30日

戦後最大の岐路

講演では、5月3日に安倍首相が提言した改憲案の特徴として①改憲時期を2020年施行と明言、2018年中に改憲を実行する②9条の改憲が本命だと宣言③9条の改憲に9条加憲方式を採用することに加え④教育の無償化を挙げ、維新の会を取り込むことであると述べました。改憲時期を2020年改憲施行と明言し、2018年通常国会での改憲原案発議、衆参両院3分の2で改憲発議、2018年秋9月下旬に改憲国民投票、同日衆議院選挙のスケジュールです。そして、公明党・維新の会を最初から改憲共闘に組み込むために、自民党改憲草案になかった9条加憲論、教育無償化盛り込むというものです。

かつてない運動を

それらの動きに対し、安倍改憲を阻止するには『安倍政権の下での憲法改正は許さない』という2016年参院選での合意と、総がかり運動を一回り大きくし『安倍9条改憲NO！全国市民アクション』を発展させることが重要だと強調しました。戦争法廃止を求める署名で1560万人の賛同を得ましたが、それをさらに上回り、有権者の過半数に当たる3000万人の賛同を得る『安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名』運動の先頭に立って取り組む事が大事である。ここにいるみなさんとともに、大いに奮闘しようと結びました。

講演後は、政党からのメッセージの紹介、ママの会、オスプレイ問題、沖縄新基地建設問題での発言がありました。最後に、ふたたび戦争をさせない千葉県1000人委員会の植竹和弘弁護士の閉会あいさつで幕を閉じました。

楽しく学んで成長し合おう

ちば労働学校2017



楽しく学ぶ受講生

『ちば労働学校』は世代や職場を超え、交流を深めながら学べる場として、昨年18年ぶりに開催。県内16団体から57人が参加しました。「学習の大切さを知った」「もっと学習交流したい」などの声から、2017年も開校を決定。各団体で新実行委員を増やし、自らが学びたいテーマを出し合い、より充実した内容での開校となりました。

『2017ちば労働学校』は、4日間で5講座と校外学習を企画し、昨年を上回る64人の受講生で、現在開校中です。

10月8日には2日目として、講座Ⅲと講座Ⅳがおこなわれました。講座Ⅲ『科学の目ってなんだ

ろう?』は、ちば労働学校・寺田勝弘学校長が教鞭を振るいました。話を聞くだけの講義ではなく、参加型授業方式。4～5人でつくったグループで討論し合いながら、和気あいあいと学びました。小学校の教材を使った「物事の本質を見抜く授業」は「深く考えるトレーニングができた」など感想が寄せられました。

講座Ⅳでは明海大学の宮崎礼二准教授が『資本主義経済のしくみ』と題し、豊富な資料やデータを元に、広がる貧困と格差の問題について講演しました。新自由主義の台頭によって、資本主義経済の行き詰まりはますます加速。貯蓄ゼロ世帯数が急増、それに比例するように超富裕層の資産額が増加していることなどをあげ、大企業・大金持ち優遇の政治や政策の問題点を厳しく指摘しました。

ちば労働学校では、講義を聞くだけでなく、分散会や懇親会での交流にも力を入れています。同じ講義を受けても、世代や職場が変われば感じた方や捉え方が変わります。参加者で意見を出し合い、感じたことを話し合うことで、授業がより深まるとともに、仲間の輪も広がります。

楽しく学び、成長し合える場として労働学校の発展をめざします。

【2面】

第三者機関の設置は急務

共謀罪は廃止！ 10. 4 学習決起集会



共謀罪阻止千葉県連絡会
藤野善夫代表

10月4日に千葉市民会館で『共謀罪は廃止！学習決起集会』が45人の参加で開催されました。冒頭に共謀罪阻止千葉県連絡会の藤野善夫代表からあいさつがあり、『共謀罪ストップ』のDVD上映の後、小池振一郎弁護士から『共謀罪は廃止・警察を監視する第三者機関の設置を！』テーマに講演を受けました。

萎縮せず運動強化

【共謀罪阻止千葉県連絡会・藤野善夫代表】

6月11日に共謀罪法が強行成立され、7月に施行され時は、いわゆる国民の怒りのピークでした。共謀罪法反対の運動が大きく盛り上がりを見せましたが、現在は改憲反対運動に隠れてしまいがちです。

共謀罪法の施行により、いわゆる捜査機関、治安当局に大きな武器が渡りました。警察の“胸三寸”で組織的犯罪行為や準備行為が判断される危険な状況になっています。しかし、こうしたなか9月初旬に全国で『共謀罪対策弁護団』が発足しました。共謀罪で弾圧されるような事件が起これば、対策弁護団が全力で動きます。萎縮しないで、運動を強めていきましょう。

冤罪増える危険性

【日弁連共謀罪対策本部幹事・小池振一郎弁護士】

共謀罪法は、捜査権力の乱用を促進する危険性が強く含まれています。警察の恣意的な監視や盗聴、“任意という名の取り調べ”や強制捜査のあり方などをチェックするシステムが必要です。『第三者機関』を設置し、適用させない、乱用を防ぐことが重要となってきます。諸外国でも同法がある国はいくつかありますが、その国々では取り調べに弁護人の立ち会いを認めており、司法が独立しています。一方、日本では取り調べに弁護人の立ち会いを認めず“自白の強要”が野放しされています。

さらに日本の刑事司法はえん罪を生みやすい構造にあります。長期の身柄拘束や、自白偏重の取り調べ、証拠の全面開示もなく、欠陥だらけだと言われています。国連からも「自白に依存しすぎている」と批判をうけています。この法律によって“自白偏重”に拍車がかかると、えん罪の増加が危惧されます。



日弁連共謀罪対策本部幹事
小池振一郎弁護士



第三者機関設置の重要性を学ぶ参加者

監視社会を許すな

盗聴や自白など“目に見えない証拠”の立証のために、日頃からの情報収集の強化、つまり日常的監視活動が合法化されるということになってきます。「今度の法案は、過去の共謀罪とは全く違う」という政府のウソの答弁にごまかされてはいきません。

共謀罪法がなくても『警察監視機関』は必要です。海外では120カ国に『国内人権機関』があり、警察監視機関の役割を果たしています。

共謀罪を死文化へ

共謀罪廃止運動も大切ですが、施行されてしまった以上、警察をチェックする『第三者機関』の早期設置が急がれます。「警察監視機関もないのに共謀罪を適用するな」の声をあげ、破防法と同様に死文化させ、廃止へ持ち込みましょう。

労働相談一ヶ月 ～雇用契約の文書明示義務～

Q ハローワークの求人票と実際の労働条件が違うので「契約書」を貰いたいと言っても、後でというばかりでもらえません。おかしいと思うのですが。

A ハローワークの求人票の内容と実際の労働条件が違うという相談が多くあります。人手不足で甘い誘いの労働条件が求人票に記載されていることも考えられます。新たに就職し働き始める時、正社員は「就業規則」を確認すること。パート、アルバイトなど期間の定めのある雇用の場合は「雇用契約書」を貰うことで労働条件をチェックすることが大切です。

パート、アルバイト（期間の定めのある労働者）の場合の「雇用契約書」について説明します。契約書は、労働基準法に基づき、労働者に労働条件を文書で明示することを事業主に義務付けています。契約書に必ず記載しなければならない事項は、①労働契約の期間②契約を更新する場合の基準③就業の場所、従事する業務の内容④始業・終業の時間、残業、休憩、休日等⑤賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締め切り日と支払日⑥退職に関する事の 6 条件です。その他に、退職手当、ボーナス、安全衛生事項、表彰及び制裁などの定めがある場合は記載するように求めています。

10 人以上の労働者が働く事業場には就業規則を制定して労働基準監督署に届けることを義務付けています。就業規則は、正規職員の働くルールが決められているものです。労働条件に疑問を持った時には、必ず就業規則にどのように記載されているか確認して、労働相談センターに電話することをお勧めします。なお、就業規則が見られない場合でも相談は可能です。【中林】